第14回 下水道における新たな PPP/PFI事業の促進に向けた検討会

PPP/PFIに関する下水道分野での政府の最新動向

国土交通省 水管理•国土保全局 下水道部 平成30年3月1日



「未来投資戦略2017」の進捗状況 (①PFI法改正法案)

平成30年2月27日未来投資会議 構造改革 徹底推進会合の資料(内閣府)より

背景・必要性

- ○PPP/PFIの着実な推進を図る観点から、政府は、10年間(平成25年度から34年度まで)に21兆円の事業規模目標を掲げている(PPP/PFI推進アクションプラン (平成29年改定版))。
- ○上記目標を達成すべく、国による支援機能を強化するとともに、国際会議場施設等の公共施設等運営事業(コンセッション事業)の実施の円滑化に資する 制度面での改善措置及び上下水道事業におけるコンセッション事業の促進に資するインセンティブ措置を講ずる。

法室の概要

(1) 公共施設等の管理者等及び民間事業者に 対する国の支援機能の強化等

公共施設等の管理者等及び民間事業者による特定事 業に係る支援措置の内容及び規制等についての確認の 求めに対して内閣総理大臣が一元的に回答する、いわ ゆるワンストップ窓口の制度の創設、内閣総理大臣が 公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関する 報告の徴収並びに助言及び勧告に関する制度の創設等 の措置を講ずる。

(2) 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者 を兼ねる場合*における地方自治法の特例

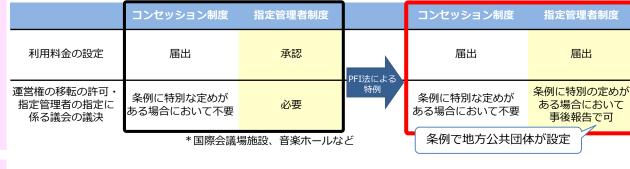
- ①利用料金の設定の手続については、実施方針条例に おいて定められた利用料金の範囲内で利用料金の設 定を行うなどの条件を満たした場合に地方公共団体 の承認を要しない旨の地方自治法の特例を設ける。
- ②公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管 理者に指定する場合において、条例に特別の定めが あるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の

(3) 水道事業等に係る旧資金運用部資金等の 繰上償還に係る補償金の免除

政府は、平成30年度から平成33年度までの間に実施 方針条例を定めることなどの要件の下で、水道事業・下 水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団 体に対し、当該地方公共団体に対して貸し付けられた当 該事業に係る旧資金運用部資金の繰上償還を認め、その 場合において、繰上償還に係る地方債の元金償還金以外 の金銭(補償金)を受領しないものとする。

(注) なお、地方公共団体金融機構資金についても、同様の措置を講ずるよう政府から要請する。

<助言機能の強化> くワンストップ窓口の制度の創設> 特定事業に 公共施設等の管理者等 内閣 公共施設等の管理者等 関する報告 関係行政機関 総理 支援措置の内容、 規制の確認 大臣 民間事業者 内閣 総理 助言・勧告 必要に応じて変更 大臣 回答 の 基本方針 長 勘室 ※今回の法改正において、公共施設等の整備等 に関する事業における基本理念の趣旨に沿っ 今回の法改正において措置 現行のPFI法で規定 た民間の資金、経営能力及び技術的能力の活 用に関する基本的な事項の追加を措置



貸付



調達

運営権の設定 地方公共団体の 水道事業・下水道事業 運営権対価

コンセッション 事業者

目標

特例を設ける。

- ○事業規模:平成25~34年度までの10年間で21兆円(コンセッション事業は7兆円)
- ○コンセッション事業件数:水道6件、下水道6件、文教施設3件、国際会議場施設等6件

平成30年度 先導的官民連携支援事業(第1次)について

目的

先導的な官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、下記(イ)又は(ロ)に係る業務に要する調査委託費を助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進することを目的とします。

(イ)事業手法検討支援型 : 施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入

や実施に向けた検討のための調査

(ロ)情報整備支援型 : 先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

(注) 今回募集は平成30年度予算の成立を前提に行うものであり、国会における予算審議の状況によっては内容等を変更する場合があります。

補助対象•対象事業

国土交通省の所管する事業であって、官民連携事業の類型に係る要件、重点推進分野に係る要件及び調査開始以降の協力に係る要件を満たすものとします(募集要領2.2をご参考ください)。

補助対象経費・補助率・補助限度額

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)を、予算の範囲内で、全額国費による定額補助として助成します。補助金1件当たりの上限は2,000万円です。

(注)(ロ)について、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2。

応募受付期間

平成30年3月1日(木) ~ 平成30年4月13日(金) 14:00必着

スケジュール(予定)

(注) 第2次募集を行う予定としています。

年				平成3	0年							7	平成31年	Ŧ
月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
					1									
	1	応募受	付	客査 交付先	決定			調査(の実施				成果0	D報告

官民連携基盤整備推進調査費の制度概要

事業概要

平成30年度予算案 325百万円

- ▶ 各地域の個性や強みを活かした特色ある成長を図るためには、民間の投資効果が最大限に引き出されるよう、民間の設備投資等と一体的に基盤整備を実施することが重要である。
- ▶ 官民が連携して実施する民間投資誘発効果の高い基盤整備や広域的な地域戦略に資する事業について、民間の意思決定のタイミングに合わせ、機を逸することなく基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を図るため、地方公共団体が行う事業化検討に対して調査費補助を行う。 (平成23年度創設)

事業内容

【配分先】地方公共団体(都道府県・市町村等)

【補助率】1/2

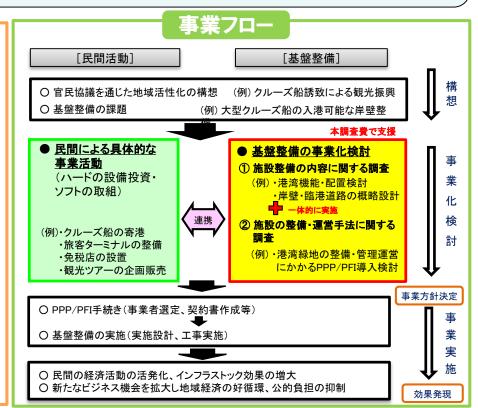
【配分時期】年3回配分(4月下旬、6月下旬、8月下旬)

【支援内容】

民間事業活動と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備※の事業化に向けた検討経費を支援。

<調査内容>

- ① 施設整備の内容に関する調査
 - (例) 基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等
- ② 施設の整備・運営手法に関する調査(平成27年度拡充)
 - (例) PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFM算定等
 - ※ 道路、海岸、河川、港湾、都市公園、鉄道、空港等の公共土木施設



平成30年度実施方針

→ 平成30年度は、PPP/PFI推進アクションプランの目標達成に向け、PPP/PFI検討案件の優先採択等の措置を講ずるとともに、 国土形成計画(広域地方計画)に基づく広域連携プロジェクトに関連する事業等民間投資誘発効果の高い基盤整備の事業 化検討を重点支援する。

広域化・共同化の推進

- 〇 持続可能な下水道事業の運営に向け、「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月決定) において、全ての都道府県における平成34年度までの「広域化・共同化計画」策定を目標として設定。
- 都道府県に対して、関係4省(総務省、農水省、国交省、環境省)連名にて下記2点を要請(平成30年1月17日)。
 - ・全ての都道府県における平成34年度までの「広域化・共同化計画」策定
 - ・平成30年度早期の管内全市町村等が参加する検討体制構築

定

平成30年度予算より、 社交金交付要件に追加予定

【広域化・共同化計画の位置付け】

○ 都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた 整備計画」の一部とする。

都道府県構想

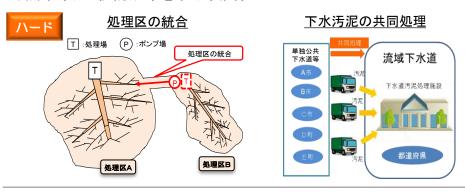
- ●汚水処理の役割分担
- ●整備・運営管理手法を定めた整備計画
 - ・10年概成アクションプラン
 - ・長期的(20~30年)な整備・ 運営管理内容

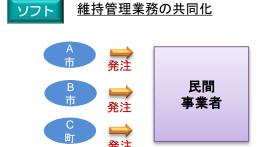
広域化 共同化計画

- ●連携項目(ハード・ソフト)/スケジュール等を記載
 - ・短期的(5年程度)、中期的(10年程度) な実施計画
 - ・長期的な方針(20~30年)

【今後の支援】

- 〇平成30年度予算において、計画策定から取組までを総合的に支援する「下水道広域化推進総合事業」の創設。
- 先行して計画策定に取り組む5県(秋田県、岩手県、静岡県、島根県 、熊本県)の検討成果を水平展開。





ICT活用による集中管理

中核処理場

浄化ピンター

(集中監視装置)

NIT・光回線

処理場

の理場

の理場

の理場

広域化・共同化計画

〇広域化・共同化計画には、<u>広域化に関わる市町村や流域、連携項目(ハード・ソフト)</u>、<u>スケ</u>ジュール(短期、中期、長期)等を記載。

広域化・共同化計画 (〇〇県 〇〇地区) [アウトプットイメージ]

			メニューに対するスケジュール (年度)					
広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー	連携に関わる施設名等	2018	短期(~5年間) 中期(~10年		1 1 11-17		
				2020 202	4 2025 2029	2030 2049		
〇〇流域(〇〇市、〇〇町)	処理場の維持管理の共同化	○○処理場、×処理場						
△△流域(○○市、○○町)	ICT整備、活用による維持管理の共同化	○○処理場、×処理場				・先行事例を県内他地域での適		
××市、〇〇市、〇町	公社活用による共同化の推進	○○処理場、×処理場				応に向けて協議 会等で検討		
××市、OO市	維持管理業者の共同選定		検討	・共同選定ルールづくり ・共同選定開始				
〇〇県(流域)、〇〇市(流域関連)	関連市町村の管渠を都道府県が一体的に維持管理	流域:〇〇県管理の幹線管渠 流域関連:〇〇市の管渠	— 討 - 体 — 制 -					
××市、OO市、O町	維持管理を共同化し、包括民間委託を実施	(農集)〇〇処理場 (下水)〇〇処理場	の構					
××市、OO市、O町	汚泥処理施設の共同化・汚泥燃料化施設の設置	○○処理場、×処理場	築	•施設規模検討	・地方自治法事務委託手続き・整備着手			
××市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	〇〇下水処理場、×農集処理場						
]		

平成29年度より、下水道事業のさらなる効率化に向け、コンセッション方式をはじめとするPPP/PFI手法の活用や汚水処理施設の広域化を一層推進するため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付にあたって要件化。

要件化の内容

- ① 人口20万人以上の地方公共団体において、下水処理場における各施設の改築を行うにあたっては、 予めコンセッション方式の導入に係る検討を了していることを交付要件化。
- ② すべての地方公共団体において下水処理場における各施設の改築を行うにあたっては、予め当該処理場の統廃合に係る検討を了していることを交付要件化。
- ③ 人口20万人以上の地方公共団体において、汚泥有効利用施設の新設を行うにあたっては、原則としてPPP/PFI手法(コンセッション、PFI、DBO、DB)を活用することを交付要件化。

平成30年度より、コンセッションをはじめとするPFIの導入やICT活用等による経営効率化に資するよう、以下の取組を社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付にあたって要件化。

要件化の内容

- ① 平成34年度までに、全ての都道府県において、広域化・共同化に関する計画(施設・処理区の統合、維持管理業務の共同化、下水汚泥の共同処理、ICT活用による集中管理等)を策定することを交付要件化。このため、各都道府県及び市町村は連携し、平成30年度に策定の検討に着手することを交付要件化。
- ② 公営企業会計の適用について、検討未着手の地方公共団体(人口3万人未満の団体を含む)は、 平成30年度に適用の検討に着手することを交付要件化。また、人口3万人以上の団体は、平成32年度 までに適用、人口3万人未満の団体はできる限り適用することを交付要件化。

(注)人口3万人以上の団体は、平成32年度までの適用、人口3万人未満の団体は、できる限り適用することを総務省が要請済(平成27年1月)。

下水道事業における広域化・官民連携・革新的技術(B-DASH)に関する説明会

- 〇人口減少、施設の老朽化や執行体制の脆弱化等のなど下水道事業は厳しい事業環境 におかれており、持続可能な下水道事業を実施するために様々な取組が必要である。
- 〇平成29年8月に策定した「新下水道ビジョン加速戦略」でも、『PPP/PFIの促進、事業の広域化・共同化、省エネ技術の採用等によるコスト縮減の徹底』を推進するとしている。
- 〇最新の国の方針や実際の取組事例について、全国10箇所で説明会を実施した。

【説明会のテーマ】

- ①広域化:下水道の広域化・共同化に関する制度や形態、連携手法、プロセスや効果、課題等
- ②官民連携: 下水道事業における官民連携手法、取組事例や支援制度等
- ③革新的技術(B-DASH):ガイドライン化された革新的技術の内容や導入メリット等



説明会の様子(関東)

説明会の参加団体・参加者数

開催日	エリア	出席団体数	出席者数
1月9日	東北	40	72
1月17日	北陸	16	50
1月25日	北海道	22	35
1月26日	九州	36	54
2月1日	中国	32	43
2月8日	関東	66	121
2月13日	近畿	47	76
2月16日	四国	32	73
2月19日	中部	56	110
2月21日	沖縄	18	61
	合計	365	695